

広産商第46号

令和5年9月20日

株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭 様

広島市長 松井 一實
(経済観光局産業振興部商業振興課)

大規模小売店舗立地法の届出に対する広島市の意見について（通知）

令和5年1月23日付けで届出のあった下記の大規模小売店舗については、意見を有しませんので、同法第8条第4項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
ドラッグコスモス吉島新町店
- 2 大規模小売店舗の所在地
広島市中区吉島新町一丁目890番の一部

広産商第47号
令和5年9月20日

株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭 様

広島市長 松井 一實
(経済観光局産業振興部商業振興課)

大規模小売店舗の設置に伴う対応について（要請）

令和5年1月23日付けで、大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により届出された「ドラッグコスモス吉島新町店」について、本市は令和5年9月20日付けで同法第8条第4項の規定による通知を行いました。その他、下記の事項について対応をお願いします。

記

- 1 徒歩等での来店者の進入経路と車両出入口を分けることについて検討すること。
また、駐車場から店内への動線の安全確保に留意すること。
- 2 営業開始後も、交通、騒音等の状況を把握するとともに、大規模小売店舗立地法第10条に規定するとおり店舗周辺的生活環境の保持について適正な配慮をして、店舗の維持及び運営を行うこと。また、本市が同法第14条の規定による報告を求めた場合には報告すること。
- 3 広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインに基づき提出された地域貢献計画書に沿った店舗運営に取り組むこと。